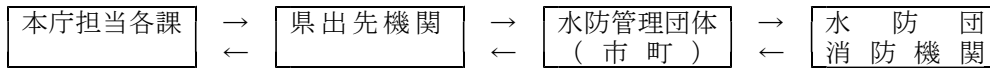


4 現地との連絡系統



第5項 配備体制の解除

1 解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、知事が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

2 出先機関の配備体制の解除要領

配備の指示をした課の職員から、継続配備の必要がない旨の連絡を受けた後、解散の報告をして解散する。

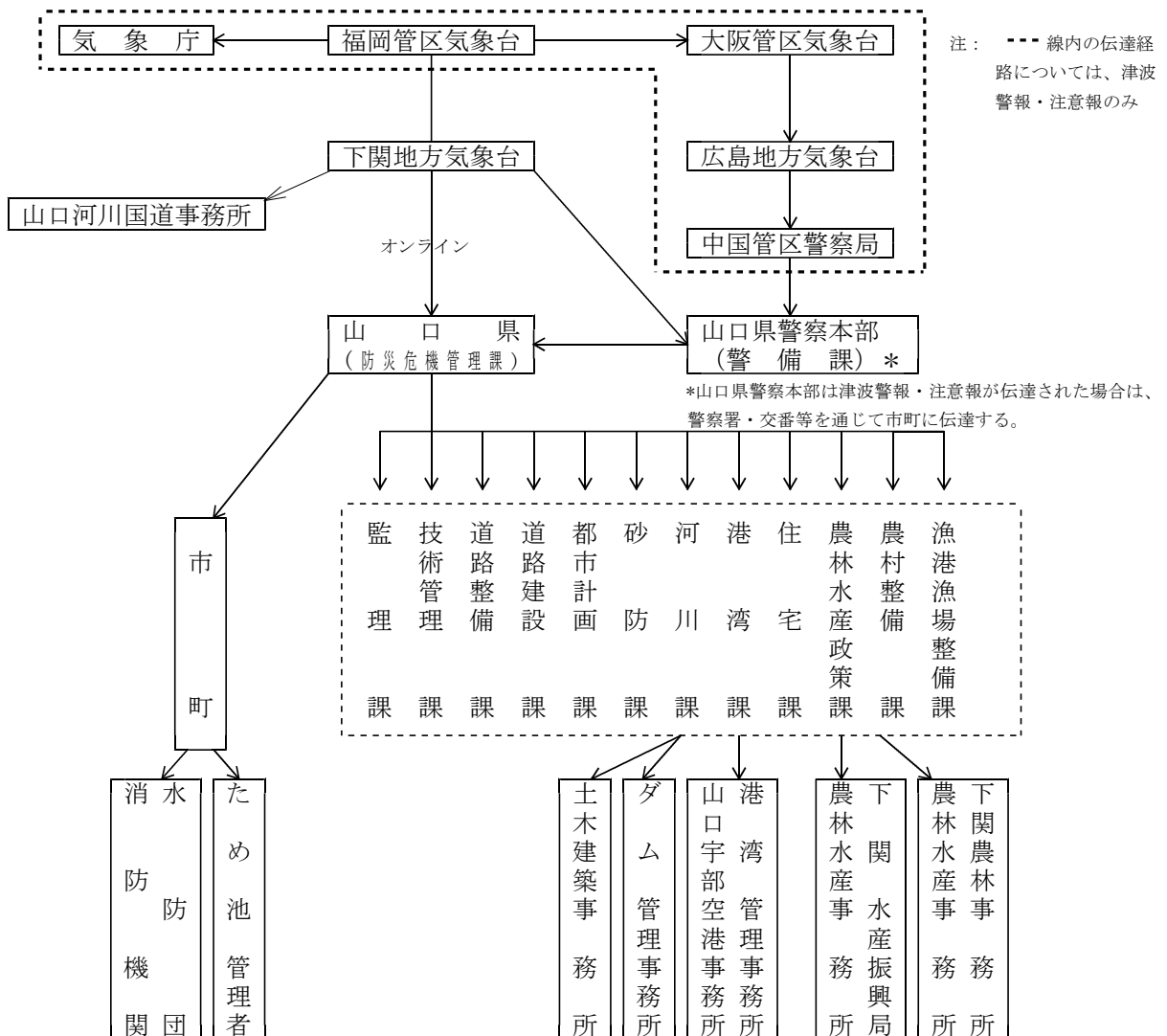
土木建築事務所及びダム管理事務所において、所長の判断により継続配備をする場合は、その旨を河川課又は砂防課の配備職員に連絡する。

知事が必要と認めて配備を継続している場合については、河川課又は砂防課の配備職員から解散時期を指示する。

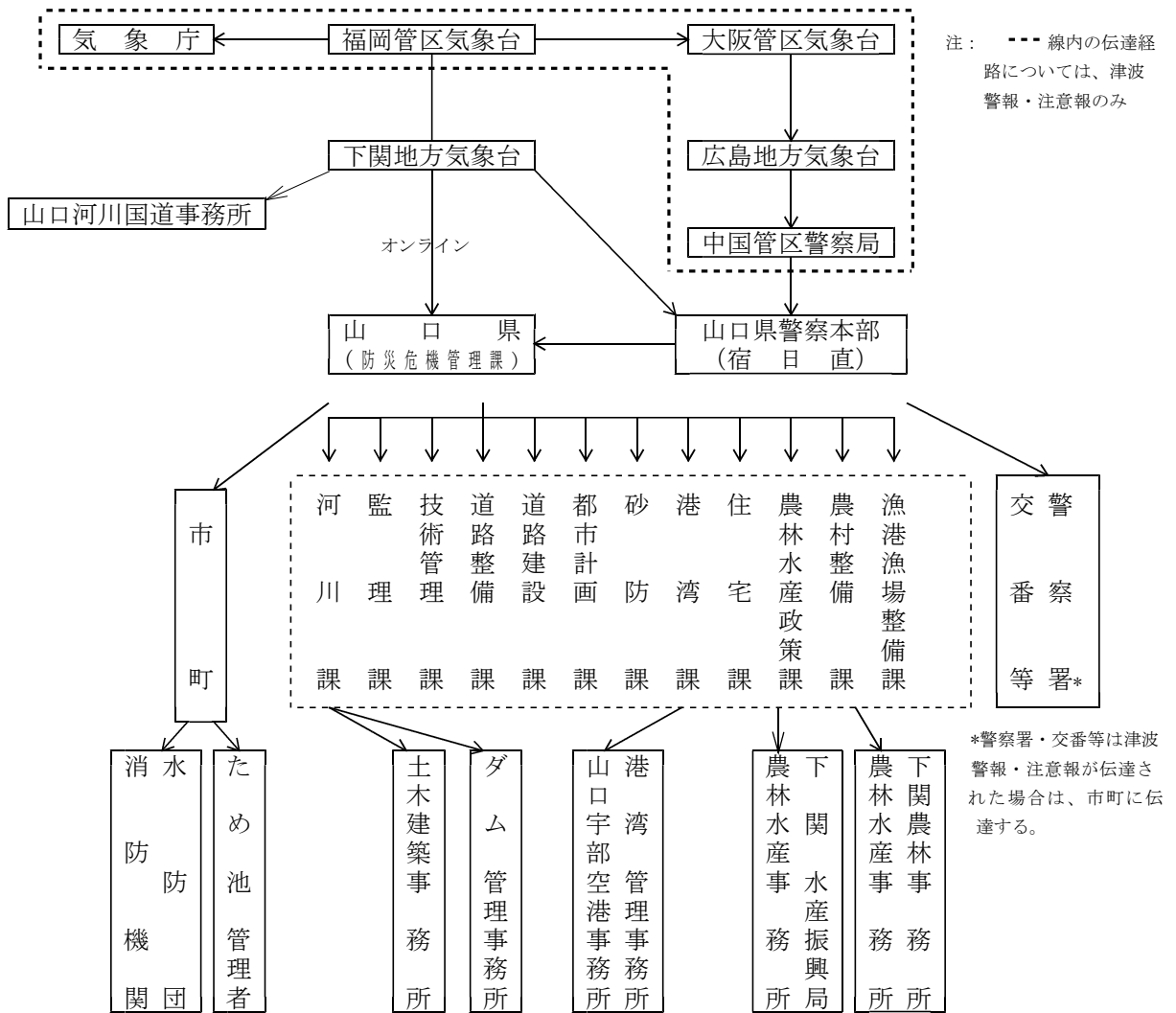
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第1項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	高潮 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津大 津波 特別 警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			※	○	○	○	○	○	○	○	○
農村整備課			※	○	○	○	○	○	○	○	○	
漁港漁場整備課			※	※	※	○	○	○	○	○	○	
山口県 (出先 機関)	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○		○	○		○				
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	※	○	○	○	※	○	○
	農林水産事務所			※	○	○	※	○	○	○	○	○
	下関農林事務所			※	○	○	○	○	○	○	○	○
農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	※	○	○	○	○	○	○	
水防管理団体(市町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ため池管理者				○	○		○	○				

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表7

雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。